

お知らせ

総合支所の休日直業務等の廃止について

4月1日から、総合支所の休日直業務及び夜間宿直業務を廃止します。このことにより、今まで総合支所で行っていた土・日曜日、祝日、年末年始等の戸籍届出(出生届、死亡届、婚姻届、離婚届等)の預かり、火葬許可証等の発行、電話応対は、市役所本庁での受け付けとなります。

市民の皆さんには、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

問 本庁 総務課庶務法制 G ☎52-1111 内線317

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

縦覧制度とは、納税者(納税義務者のうち免税点未満で課税されない方を除く)本人の固定資産の価格が適正か確認するため、比較したい土地または家屋の価格を縦覧帳簿で閲覧できる制度です。

○縦覧期間 4月1日(水)～30日(木)

8:30～17:15

(土・日曜日、祝日を除く)

○縦覧場所 市役所本庁2階税務徴収課

○縦覧できる方

- ・市内に所在する土地または家屋に対して課する固定資産税の納税者及びその同一世帯で生計を一にする親族
- ・納税管理人
- ・納税者の委任を受けた代理人(委任状持参)

○縦覧を申請する際に必要な物

- ・印鑑
- ・納税通知書または運転免許証等本人であることを証明できるもの
- ・法人の場合は、委任状または法人印

問 本庁 税務徴収課資産税 G

☎52-1111 内線235

国民健康保険被保険者証の更新について

現在お使いの国民健康保険の被保険者証(保険証)の有効期限は、平成27年3月31日までです。4月1日からは新しい保険証をお使いください。

○3月下旬に保険証を郵送します

新しい保険証は、世帯の加入者全員分を世帯主宛てに郵送します。

○記載内容をご確認ください

保険証に記載されている氏名、生年月日、住所などに誤りがないかご確認ください。記載内容に相違や不明な点がある場合は、本庁医療保険課または各総合支所市民福祉課へお問い合わせください。

なお、保険証の内容は平成27年2月末現在の加入状況で作成しています。

○保険証の有効期限

新しい保険証の有効期限は、原則平成28年3月31日です。ただし、次に該当する方は有効期限が異なりますのでご注意ください。

- ・平成27年度中に75歳になる方
有効期限は誕生日の前日です。
※75歳の誕生日から後期高齢者医療制度に移行します。
- ・平成27年度中に65歳になる退職者医療制度の該当者
有効期限は誕生月の月末(誕生日が各月1日の方は、誕生月の前月の月末)です。
※退職者医療制度該当者の被扶養者の方は該当者と同じ有効期限になります。なお、有効期限が切れる前に一般資格の保険証を郵送します。(手続き不要)

○有効期限の過ぎた保険証は使用できません

有効期限の過ぎた保険証は4月1日以降、ご自身で破棄してください。(個人情報が多く記載されていますので破棄する際は、ハサミなどで細断してから破棄してください)

○社会保険等ほかの健康保険に加入したときは手続きが必要です

社会保険等に加入したときは、国民健康保険を脱退する手続きが必要です。次のものを持参のうえ、本庁医療保険課または各総合支所市民福祉課で手続きをしてください。

- ・新しい社会保険等の被保険者証
- ・国民健康保険被保険者証
- ・印鑑(朱肉を使うもの)

問 本庁 医療保険課医療保険 G ☎52-1111 内線165

山支 市民福祉課福祉健康 G ☎57-2121 (代表)

美支 市民福祉課福祉健康 G ☎58-2111 (代表)

緒支 市民福祉課福祉健康 G ☎56-2111 (代表)

御支 市民福祉課福祉健康 G ☎55-2111 (代表)